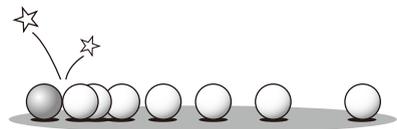




生きがいと健康づくりの推進 ①

～中村区老連ペタンク大会～



昨年9月24日、新型コロナウイルスの感染が落ち着きを見せた中、白川公園で中村区老連ペタンク大会が開催されました。26チームが予選リーグを経て、予選リーグトップの8クラブが決勝トーナメントに進出しました。

準々決勝では、同得点で最後は代表による1球勝負。代表の1球に両チームの視線が集中していました。

参加者の皆さんは、コロナによる外出自粛が続き、精神的にも肉体的にも弱ってきている人も出てきました。そのような中、久しぶりの外でのイベントに、皆さんはつらつと、とてもすてきな笑顔でペタンクを楽しんでいました。

参加者は、「楽しいの一言」「スカッとした」「皆さんと会い、動いて、しゃべることは、とてもすてきなこと」とお話されています。

会長からも、「コロナにより区老連の行事が相次いで中止となり、活動の機会がなくなってしまうが、今日皆さまの顔が見えて大変良かった。皆さまの笑顔が見えて開催してよかったです」と話して見えました。

【大会結果】

- 優勝 八社B
- 準優勝 柳A
- 3位 柳B

なごや見守り情報 48

ワンクリック請求にご注意!



無料動画を見ていて、いきなり「登録完了」になりお金を請求されても、相手に連絡せずに無視しましょう。

◆ ◆ ◆
パソコンやスマートフォンで無料のアダルト動画を見ようとしたら、いきなり「登録完了」という画面が出て料金を請求されたという、ワンクリック請求に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

アダルトサイトの無料動画を閲覧しようと、再生ボタンや年齢確認ボタンを押すと、「会員登録済み、キャンペーン料金10万円を3日以内に支払うように」と料金が発生しているかのような画面が出ます。「誤作動の場合はこちら」などの文面のリンクが張られており、そこに書かれている連絡先に慌てて連絡をしようとして、「規約にあるので退会できない」「支払わない場合は、弁護士から連絡がいく」などと言って、「コンビニにある端末で電子マネーを購入させられることがあります。」

契約は売り手と買い手の意思の合致で成立するので、申し込む意思が伝わるボタンを押さなければ、契約は成立しません。また、インターネットでの注文の場合、申込画面の後に現れる契約内容が確認できる最終確認画面がなかったら、契約の取消しを主張することができます。一度支払ってしまうとついでに、次々と請求されてしまう可能性があります。また、支払ったお金を取り戻すのは困難です。料金を請求されても無視しましょう。不安に思ったときは、早めに名古屋消費生活センターにご相談ください。

【ご相談先】

名古屋消費生活センター

☎2222-9671(月～土)

※祝休日・年末年始を除く ※土曜日は電話相談のみ
相談受付時間 午前9時～午後4時15分
ウェブサイト

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

名古屋市スポーツ市民局消費生活課

☎2222-9679